



出展のご案内

2025年 8 月21日

京都府では、府民の健康寿命延伸を図るため、健康課題の解決に向けた産学公連携等による事業を推進しています。

健康づくりに関する先駆的で効果的な企業、大学、行政及び医療保険者の取組の紹介及び共有を通して多様な主体が相互にノウハウを吸収し、京都をあげて健康寿命の延伸に関する知見を高め、かつその取組を推進するために、「ヘルス博 KYOTO 2025」を開催します。

本展示会に出展を希望される事業者様は、出展者募集要項等を御確認の上、運営事務局まで申請をお願いします。

1. 名称 **ヘルス博KYOTO2025**
2. 日程 **令和7年11月26日(水) 10:00～17:00**
※16:30～17:00は出展者のみの名刺交換会を実施
3. 会場 **京都産業会館ホール 中・南室（京都経済センター2F）**
（〒600-8009 京都市下京区四条通室町東入函谷鉾町78番地）
4. 主催 **京都府**

内 容

- ①**企業・団体（大学・研究機関等）展示**
健康づくりに係る企業・団体（大学・研究機関等）等による展示ブースを設置し、出展企業と来場者のマッチング業務の開催
- ②**オープニング**
木村祐一氏（きょうと健康大使）× 西脇知事 <予定>
- ③**きょうと健康づくり実践企業表彰式**
- ④**健康づくりセミナー**
- ⑤**府民向け健康づくりコーナーの設置 等**

◆**目標：500人**（企業、大学、市町村、医療保険者、府民参画、その他）

目的

健康づくりに関する先駆的で効果的な企業、大学、行政及び医療保険者の取組の紹介及び共有を通して多様な主体が相互にノウハウを吸収し、京都をあげて健康寿命の延伸に関する知見を高め、かつその取組を推進します。

出展日時

令和7年11月26日（水） 午前10時から午後5時まで

（午後4時30分～午後5時は出展団体間の名刺交換会を開催）

（大雨・気象警報、緊急事態宣言等の場合は中止）

出展場所

京都産業会館ホール 中・南室（京都経済センター2F）

（〒600-8009 京都市下京区四条通室町東入函谷鉾町78番地）

出展部門

出展を希望する事業者は下記に定める各部門のうち、いずれかひとつの部門に出展を申請することができます。

部門	概要	募集数
① 特定健診・特定保健指導・各種計画策定と評価 （データヘルス計画、介護保険事業計画、健康増進計画等）	特定健診の受診率向上や効果的な特定保健指導を支援する事業者や各種計画の策定とPDCAサイクルに基づく評価を支援する事業者	6機関程度
②生活習慣病・介護・認知症の予防	生活習慣病、介護、認知症を予防するための事業やサービス等を提供する事業者	6機関程度
③健康経営・職場環境整備	企業、事務所等での健康な就労環境を整えるため、健康経営の推進を支援する事業者	6機関程度
④男女の性差に応じた健康支援	男女の性差に応じた健康支援を行うための事業やサービス等を提供する事業者	6機関程度

応募条件

- （1）企業、市町村、医療保険者、大学等へ自社及び自社グループ内企業が販売／提供する健康づくりのサービスを提供した実績があること。
- （2）出展ブースにおいて、来場者に対して製品・サービスに関する事業紹介を行うことができること。
- （3）出展に際してかかる経費（輸送費、旅費その他必要となる費用等）について自所属にて負担を行うことができること。
- （4）出展ブースを運営する体制が整えられていること。
10：30からの京都府知事と木村祐一氏のオープニングセレモニーには必ず1名以上が参加すること。
- （5）WEBサイトやSNS等を活用した広報活動に、可能な範囲でご協力いただけること。
- （6）本募集要項「出展者の決定に関して」及び出展規約を確認のうえ同意、遵守できること。

出展申請

出展を希望する場合、下記のとおり出展申請書類を提出期限までに提出してください。

(1) 応募書類

- ① 出展申請書（様式1）
- ② 出展内容等確認書（様式2）
- ③ 会社概要（任意様式）

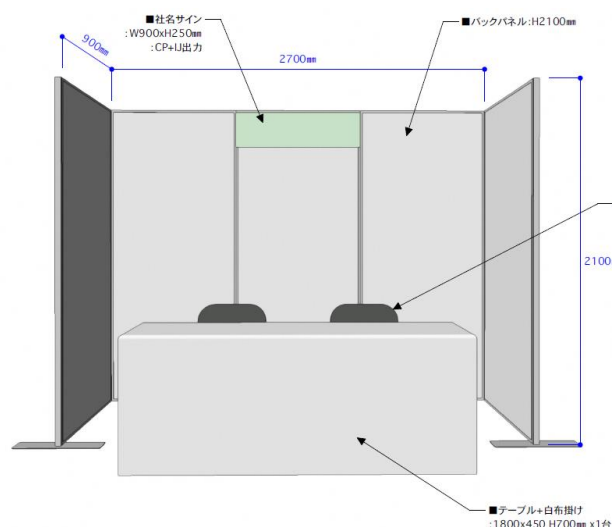
(2) 応募書類の提出期限、提出方法等

- ① 提出期限 令和7年9月19日（金）まで
- ② 提出方法 E-mailより事務局あて提出。
提出後、必ず電話での確認をすること。
- ③ 応募数が募集数に満たなかった場合、再募集を実施。
再募集する場合は、京都府ホームページ「『ヘルス博 KYOTO 2025』に係る出展者の募集について」に掲示。

出展料・小間

(1) 出展料 無料

(2) 出展小間（予定）



※画像はイメージです

《ブースサイズ／1小間》

W2700×D900×H2100

《ブース内備品／1小間》

- ◎テーブル1台（W1800×D450）
- ◎白布掛け
- ◎パイプ椅子2脚
- ◎社名板（W900×H300）

※小間位置は主催者にて決定

※会場までの旅費、宿泊費、展示物輸送費、必要な電気器具、追加備品等 の料金は出展者で負担

※小間内の展示装飾は、追加で必要であれば出展者側で施工してください。

※その他詳細は出展者説明会にて配布の出展マニュアルに記載します。

出展後の報告

出展後、当日の出展ブースへの来場者数や商談内容等、また本出展を通じて、継続的に商談等を行った件数等を事務局から確認をさせていただきますので報告をお願いします。

注意事項

- (1) 会場内での飲食物提供は不可です。(持ち帰り用に個包装されているものを除く)
- (2) 会場内での物品販売・サービス契約の締結等は禁止です。
- (3) 会場内にて個人情報の取得を含むアンケートの実施は可能ですが、個人情報をはじめとする情報管理については、個人情報保護に配慮しつつ、出展者の責任において行う必要があります。
また、個人情報を取得する際には取得者が出展者自身であることを明示のうえ行ってください。
- (4) 会場ででたゴミ等は出展者で持ち帰り処理してください。

出展者の決定

- (1) 出展申請について、実効性、波及性など様々な面から評価を行い、事務局での審査の後、決定します。
申請の可否について、9月下旬頃（予定）に連絡します。
- (2) 出展者の決定に関する留意事項
 - (ア) 主催者が行う電話によるヒアリングや資料の追加送付等の依頼に対応していただく場合があります。
 - (イ) 出展決定者は出展者説明会（10月下旬予定）への出席が必要となります。
なお、説明会の開催日時は予告なく変更となる場合があります。
 - (ウ) 出展者として決定した後の出展辞退については、やむをえない事情による場合以外は認められません。
 - (エ) 出展内容に関しては、主催者と協議のうえ最終決定を行う必要があります。
 - (オ) 主催者は天災その他、不可抗力によるやむを得ない事情で開催を中止する場合があります。

応募・問合せ

ヘルス博 KYOTO 2025 運営事務局

【株式会社SCREEN クリエイティブコミュニケーションズ内】

E-mail : healthhaku@ml.screen-cre.co.jp

TEL : 080-2428-7952 築出（つきで）
（平日 10～12時／13～17時）

※メール送付の際は下記タイトルにて送付ください。

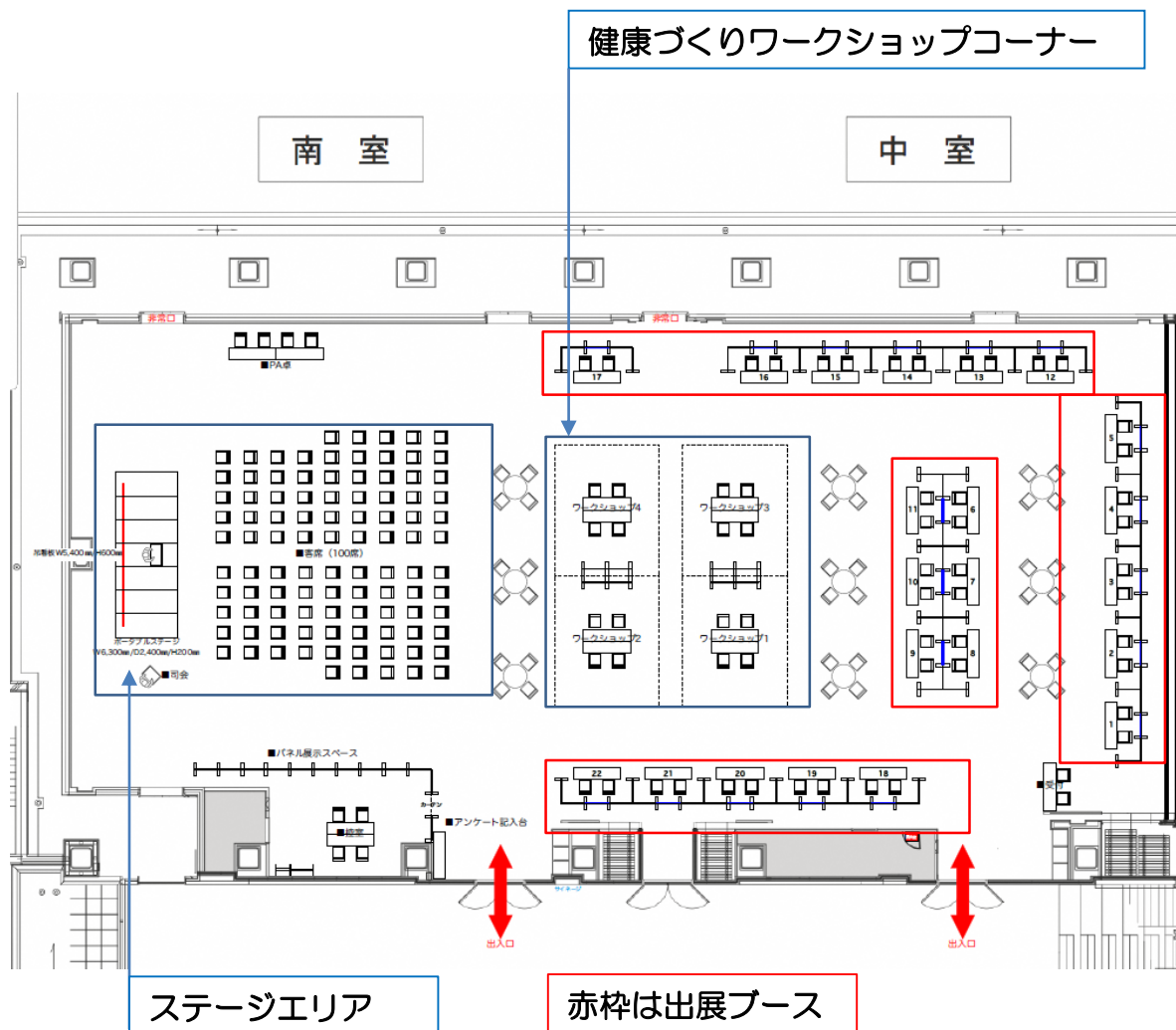
<メールタイトル> ヘルス博 KYOTO 2025出展の申し込みについて



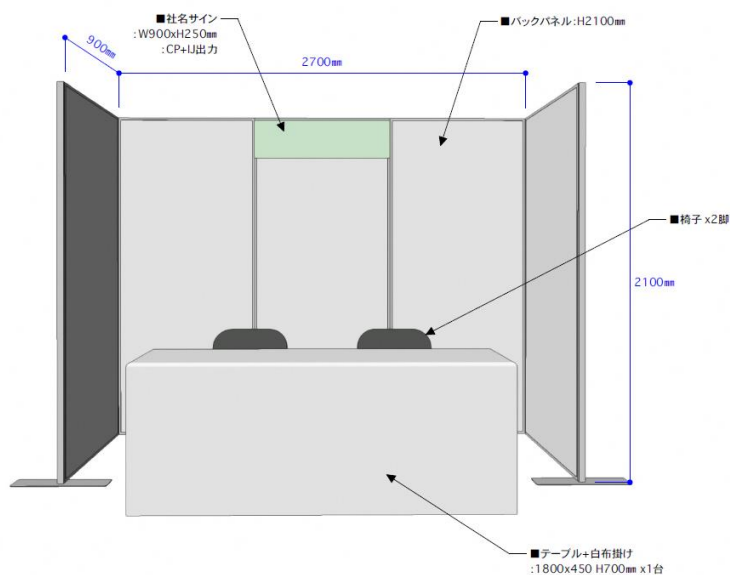
配置図案

※令和6年7月22日現在

南・中室



ブースイメージ図





1. 事務局

ここで述べる事務局とは、京都府健康福祉部健康対策課を指します。

2. 出展申請及び本規約の効力の発生

出展申請資料に必要な事項を記載し、事務局へ提出することによって、出展申請者として受け付けます。出展申請書が事務局で受理された時点で、出展申請者は本規約に同意したものととして本規約の効力が発生し、本規約を遵守する義務が発生します。上記を踏まえた上で、事務局が出展者を決定し、選定結果を事務局より出展申請者へ通知します。ただし、選定理由については公表しません。

なお、事務局が出展者として適当でないと判断した場合、出展者としての決定通知後であっても、事務局は出展を拒否することができます。その際の判断基準・根拠等は公表いたしません。こうした事由で出展できないことで生じた出展者及び関係者の損害は補償しません。

3. 出展者提供申請書等

出展者は、事務局からの依頼に応じて、求められた会社概要、商品カタログ、商品写真及び各種申請書等を提出していただきます。出展者が提出した申請書等は、本施策に使用する目的の為、事務局が自由に加工・構成・編集できるものとします。いただいた申請書等は返却いたしません。

また、出展者が提供する申請書等は、著作権その他の権利侵害などの法的問題が発生する危険が一切ないものに限りします。

これらの申請書等に関して、紛争、訴訟、異議申立、その他の問題が発生した場合、出展者は自己の責任と費用負担のもとに解決することを保証し、事務局は一切の責任を負いません。

なお、事務局は出展者に対し、申請書等利用に関してのロイヤリティ、及びライセンスフィーその他の事由に関わらず、一切の金銭の支払いは致しません。

4. 出展キャンセル

出展決定の通知を受けた後の出展取消・解約は原則として認められません。

出展者のやむをえない事情により、出展の全てまたは一部の取消・解約をする場合、出展者は書面にてその理由を事務局へ提出してください。

5. 出展に際して事務局が提供するもの

出展者募集要項「出展料・出展小間」に定めるもののみを事務局として提供します。定められているもの以外の準備物については出展者にての用意が必要となります。

6. オプション及び自社負担項目

下記項目については、自社手配として、別途ご負担していただきます。

- (1) 出展者の人件費、旅費、宿泊費、出展に関わる搬送費等の経費
- (2) 基本仕様以外の自社ブース装飾費(オプション備品、コンセント、通信回線工事及び使用料等)
- (3) 独自のWEB サイト制作など広報・宣伝費
- (4) 自社出展機器及び対人傷害などの保険料
- (5) 会場設備・備品及び他社出展物の破損、紛失弁償費
- (6) 放置された装飾資材等の残材、ゴミ処分に係る費用
- (7) その他通常含まれない費用とみなされるもの

7. 出展小間の位置

出展小間の位置については、出展の内容などを考慮に入れ、事務局が決定します。出展状況の変動により会場レイアウトの変更等が行われても、出展者は事務局に対する異議申立を行うこと及び賠償責任等を問うことはできません。全て事務局に一任されます。

8. 出展小間の施工・装飾及び材料

出展者は、国、自治体及び会場が制定する安全規則並びに会場及び事務局が定める出展に関する規則に従っていただきます。

ブース装飾の材料は消防法の基準に適合したもののみ用いる事ができます。強い光、熱、臭気、または大音量を放つ実演など、他の出展者に迷惑となる行為は行えません。実演などが他の出展者に多大な迷惑を与えていると事務局が判断した場合、事務局はその実演などの中止・変更を命じることができます。

9. 出展面積の転貸、売買、譲渡、交換の禁止

出展者は、出展面積の一部あるいは全部を、転貸、売買、譲渡、交換することはできません。また事務局の承認無しに、出展者以外の企業・団体または個人が使用、展示することはできません。

10. 出展者の運営人数

ブースの運営には原則2名以上が参加するとともに、常に最低1名は駐在し、来場者への対応を行ってください。また、オープニングセレモニーには必ず1名以上が参加することとします。



11. 本展示会の運営

事務局は業務を円滑に遂行するため、各種規則等の制定、修正を行うことができます。また、この「出展規約」に記載の無い事項について、新たに取り決め、各種追加や変更を行うことができます。

出展者が「出展規約」ならびにその他出展者マニュアル上での規定等に違反した場合、また事務局がその他不適切と判断した場合、会期前、会期中にかかわらず事務局はその出展者の出展を中止させることができます。その場合、その出展スペースは事務局が処分することができます。なお、その際に生じた出展者及び関係者の損害については補償しません。

また、出展者は本展示会において物品販売・サービス契約の締結等の行為を行うことはできません。

12. 出展品の管理及び免責

出展品の管理は、出展者の責任において行ってください。事務局は、出展品の損害、盗難、紛失、破損等について一切責任を負いません。

13. 保険

会場への出展物搬入開始から撤去までの期間で必要と思われるものについての損害保険については、各出展者で加入してください。

特にブース内の警備・保険に関しては出展者ごとに行うものとし、出展品などの紛失、盗難、破損、搬送事故、参加者の取り扱い不注意などによる損害について、事務局は一切責任を負いません。

14. 補償

出展者及びその代理人が他の出展者のブース、事務局の運営設備または展示会場の設備及び人身等に損害を与えた場合、その補償は出展者の責任において行うものとし、事務局は一切責任を負いません。

事務局は、確認のうえ天災地変等のやむをえない理由で本展示の全てまたは一部を中止・変更する事ができます。その為に生じた出展者及び関係者の損害については保証しません。また、やむをえない事情により、日時、会場等を変更することができます。

15. 法的保護等

本展示会におけるアイデアの模倣及び販売・商談等に関するトラブルについて、事務局は一切の責任を負いません。展示・販売・商談等に関して、紛争、訴訟、異議申立、その他の問題が発生した場合、出展者は自己の責任と費用負担のもとに解決するものとし、事務局は一切の責任を負いません。出展内容は一般公開いたしますので、特別なノウハウ等についての法的保護については、出展者の責任において対応するものとします。

16. 出展搬入・搬出と撤去

出展物等の会場への搬入期間及び会場の設営工事期間などの詳細については、出展決定後にお渡しする出展者マニュアルにて御案内します。事務局の承認無しに、出展物を搬入・搬出・撤去及び移動することはできません。

出展品及びブース内の保守・清掃は、出展者の責任において行ってください。

決められた撤去時間までに撤去されない出展品及び物品は、出展者の費用負担にて事務局が任意に撤去・処分できるものとします。出展者はそのことで生じた損害を、事務局に請求することはできません。

17. 飲食物

出展者による会場内での試飲・試食については、禁止します。

18. 安全・安心のための対応

出展者は、関係する諸法令・規則・条例等を厳守し、安全・安心な展示会の開催・運営を行うものとします。

19. 特定成人向けの商品等

全ての特定成人向け商品、公序良俗に反する商品、事務局が不適切と判断した商品については、展示・プレゼンテーション・販売・配布・会場持ち込みを禁止します。

20. 出展募集要項及び出展規約の承認

全ての出展申請者(出展者を含む)及びその代理人は、本展示会の出展募集要項に記載された全事項及び本出展規約を承認したものといたします。

事務局と出展申請者(出展者を含む)、来場者、その他関係者との間で解決されない事項が発生した場合は、裁判所に裁定を委ねます。

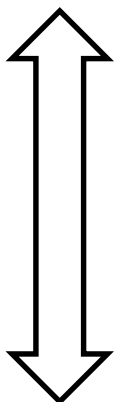
21. 個人情報の取り扱い

出展申請書に記載した情報は適切に管理し、本展示会の運営及び主催者が開催する他の施策の案内・照会のために利用します。

スケジュール

8月21日（木）

申請開始

**提出方法**

E-mailにて事務局あて提出
提出後、必ず電話でご確認ください。

応募書類

- ① 出展申請書（様式1）
- ② 出展内容等確認書（様式2）
- ③ 会社概要（任意様式）

9月19日（金）

応募締切



9月下旬（予定）

出展者の決定

- ・実効性、波及性など様々な面から評価を行い、事務局での審査の後、決定し連絡いたします。



10月下旬（予定）

出展者説明会

- ・出展マニュアルをお渡しして、搬入方法等の詳細をご説明します。
- ・出展ブースの位置をお伝えします。



11月25日（火）

会場設営

- ・指定の時間帯で搬入いただき、ブースの装飾等のご準備をお願いします。

11月26日（水）

ヘルス博
KYOTO

- ・全体朝礼にご参加いただき、それぞれのブースにて、商談・説明等を実施してください。

ヘルス博特設サイトを8月中旬から公開予定です。
情報は順次公開していきますので、ぜひご覧ください。

URL : healthhaku-kyoto.com



ヘルス博 KYOTO 2025

参加無料

地域と企業でつくる、
未来の健康習慣

出展者一覧

すぐに実践できる健康習慣や、
企業・自治体で活かせる最新の健康施策をご紹介します。

リアル開催
2025 00.00 THU 10:00 ↓ 17:00

場所：京都産業会館ホール
(京都経済センター2F) [GoogleMAP](#)

お問い合わせ先

ヘルス博 KYOTO2025 運営事務局
(株式会社 SCREEN クリエイティブコミュニケーションズ内)
E-mail : healthhaku@ml.screen-cre.co.jp

Copyright © ヘルス博 KYOTO 2025 All Rights Reserved

↑ サイトイメージ（変更なる可能性があります）